

再犯防止推進計画等検討会（令和2年度）

議事録

- 第1 日 時 令和3年3月16日（火） 自 午前10時03分
至 午後 0時06分
- 第2 場 所 法務省地下1階大会議室（オンラインでの開催）
- 第3 議 題 （1）法務省からの報告
（2）各省庁からの報告
（3）意見交換
- 第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから再犯防止推進計画等検討会を開催いたします。

議長の命によりまして、私、法務省大臣官房政策立案総括審議官の竹内が本日の司会進行を務めさせていただきます。

本日は有識者の皆様を始め多くの皆様に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、持ち回りでの開催とさせていただきますでしたが、本年度はオンラインで開催をさせていただきます。初めての試みでもあり、相当数の接続をいただいておりますため、通信障害等が生じる可能性も否定できませんので、音声聞こえないですとか、画像が映らないというような不具合が生じましたら、チャット機能をお使いいただくか、法務省まで御連絡をいただきますようお願いを申し上げます。また、発言時以外はマイクをオフとしていただくよう併せてお願いを申し上げます。

それでは、本検討会の開催に当たり、議長であります田所法務副大臣から挨拶がございます。

田所副大臣、よろしく願いいたします。

○法務副大臣 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介いただきました田所嘉徳でございます。今日は大変忙しい中、御参加をいただきましてありがとうございます。再犯防止推進計画等検討会を開催するということでございますので、今日のこの重要な課題、共に考えていきたいというふうに思っております。

私は国会議員になる前、県議員をやっております。平成14年当時、最も刑法犯の認知件数が多かったとき、私は登壇して質問をした覚えがありまして、285万件ということで、警察署の留置所とか拘置所とか、みんないっぱいになって、もう法務省に言って増築してもらわなくてはどうしようもないだろうというふうなことを言ったことを今でも覚えているのでありますが、本当に大変な時代でありました。しかしながら、そういう中で、一番新しい令和元年の数値だと約75万件ということですから、4分の1ぐらいに減少をしてきて、本当にそういう点では全体的な犯罪が少なくなって、よかったなというふうに思っているわけでありまして。やはりこうしたことは皆さんの不断の努力によるというふうに思っております。

過日御案内のとおり、3月7日から12日まで、国連犯罪防止司法会議、京都コンGRESSが50年ぶりに行われました。コロナで1年延びましたが、様々な対策を講じて、オンラインと対面参加のハイブリッド型というふうなことで、152か国からオンラインを含めると約5,600人が参加登録をされて、13の国からは、法務大臣等の閣僚級の方も来日されて、私は大変素晴らしい会合ができたなというふうに思っております。また、非常に犯罪も少なくなった、そういう成果を引っ提げて、世界一安全な国、日本というものを十分認識していただいたのかなというふうに思っております。そういう中で、日本がしっかりと、そういった安全な社会づくりというものをリードしていく、大変大きな意味があるというふうに思っております。

犯罪の約半数が再犯という中で、正にこれからの議題であります再犯防止をどのようにしていくかということが重要だと思っております。ここを解決すればもっともっといい社会が

できると、そういうところに来ているのではないかというふうに、私は、積極的に解しています。やはり皆さんと共に協力をして、本当に世界に冠たる安全な国というものをどんどん作っていくことが、前進させることができるというふうに思っておりますので、共に推進していきたいというふうに思っています。

特に、覚醒剤取締法違反などは再犯が多いためです。高齢者の問題や、満期で出所して、また刑務所に入ってしまうというような方、そういうことも非常に多い、そういったすう勢も分かっておりますので、そういうことを踏まえた対策が必要だろうというふうに思っております。これらの総合的な対策というのは、正に法務省だけではなくて、様々な省庁、厚労省とか関係省庁、地方公共団体を管轄する総務省とかたくさん幅広く、オールジャパンの力で進めていかななくてはならないというふうに思っております。

保護司に関して、私は、世界保護司会議にも出てまいりましたが、非常に日本的な共助の精神で犯罪からの立ち直りを民間ボランティアや地域の力で支えるというところがあります。私は、保護司の皆様による個々の対象者との面接だけではなくて、保護司の存在によって地域のみんなが立ち直りを応援しようという意識になっていくというところにも大きな意味があったのだろうというふうに思いますし、協力雇用主の御協力というようなものも、社会的に犯罪や非行からの立ち直りを支えようという流れに進んでいるのだろうというふうに思っております。

特に感じるのは、地方公共団体がやはり、より地域に密着した再犯防止対策というものを更に充実させるということが、大きな意義があるというふうに思っております。私は茨城県選出で、地元にも働きかけているのですが、再犯防止推進計画を作ってもらって、そして、条例も作ったりして、きめ細かい、地域の実情に即した、そういう対策というものも大いに進めてもらいたいというふうに思っております。

本日は皆さんに、忌憚のないところを御報告いただきまして、みんなで考えて、本当に、私の思いからすれば、京都コンGRESSも終わって世界に発信した中で、更に新たな安全を作る活力というものを皆さんと共に作っていきたく思いますので、よろしく願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 田所副大臣、ありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず初めに、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により持ち回りの開催とさせていただいており、お集まりいただくのは久しぶりとなりますことから、改めて私の方から構成員の皆様を御紹介させていただきます。時間の関係もございますので、関係省庁の方々につきましては資料1-2の構成員名簿をもって御紹介に代えさせていただきます、有識者の皆様につきましては、私からお一人ずつお名前を御紹介させていただきます。有識者の皆様におかれましては、私から御紹介させていただく際に、大変恐縮でございますが、一言いただきたく存じます。それでは、順に御紹介をいたします。

まず、川出敏裕委員です。

○川出委員 川出でございます。よろしくお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 よろしく願いいたします。

続きまして、清水義恵委員です。

- 清水委員 清水です。よろしくお願いします。
- 法務省大臣官房政策立案総括審議官 よろしくお願ひいたします。
続きまして、堂本暁子委員です。
- 堂本委員 堂本です。おはようございます。
- 法務省大臣官房政策立案総括審議官 おはようございます。よろしくお願ひいたします。
続きまして、野口義弘委員です。
- 野口委員 おはようございます。野口でございます。今日はよろしくお願ひいたします。
- 法務省大臣官房政策立案総括審議官 よろしくお願ひいたします。
続きまして、宮田桂子委員です。
- 宮田委員 宮田でございます。よろしくお願ひいたします。弁護士で保護司をしております。
- 法務省大臣官房政策立案総括審議官 よろしくお願ひいたします。
続きまして、村木厚子委員です。
- 村木委員 おはようございます。村木です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 法務省大臣官房政策立案総括審議官 よろしくお願ひいたします。
続きまして、森久保康男委員です。
- 森久保委員 おはようございます。東京都保護司会連合会の会長をさせていただき、全国保護司連盟の副理事長も務めさせていただいております、森久保です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 法務省大臣官房政策立案総括審議官 よろしくお願ひいたします。
続きまして、和田清委員です。
- 和田委員 おはようございます。和田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 法務省大臣官房政策立案総括審議官 どうぞよろしくお願ひいたします。
なお、小畑輝海委員は本日、所用により御欠席をされていらっしゃいます。
有識者の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。
それでは、まず、議事の（1）でございますが、法務省からの報告について、法務省大臣官房秘書課から御説明をさせていただきます。
- 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長の早瀬と申します。よろしくお願ひいたします。有識者の先生方、それから関係省庁の皆様には日頃から再犯防止施策の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。この場を借りて厚く御礼申し上げます。私の方からまとめて、法務省における昨年度から本年度にかけての主な取組を御説明させていただきたいと思ひます。
お手元の資料2が法務省からの御説明資料でございます。最初につづっておりますA3縦置き「再犯防止推進計画の進捗状況」というものがございますけれども、これは、再犯防止推進計画に基づいて法務省が取り組んでおります施策について、就労や住居の確保、満期釈放者対策、地方公共団体との連携強化などの7つに分類いたしまして、それぞれについて現時点での主な取組、成果と課題や対応策をまとめたものでございます。それぞれの項目の詳細につきましては、その次のページ以降のA4横組みの資料に記載しておりますので、本日はA4横組みの資料を使って御説明をさせていただきたいと思ひます。
まずは、1枚目の「①就労の確保」というタイトルの資料を御覧いただければと思ひます。「主な取組」に記載のとおり、法務省では刑務所出所者等の就労の確保のため、協力雇用主

への支援の充実や協力雇用主へのなり手の確保の推進などに取り組んでおります。

具体的には、「現状」欄に記載しておりますとおり、平成30年度に実施した協力雇用主の方々へのアンケート調査の結果、協力雇用主の方々も雇用しても継続が難しいという状況が明らかになりましたことを踏まえ、刑務所出所者等に対する保護観察官等による積極的な働きかけや、新たな職場定着支援事業、さらにコレワークによる就労支援を行うなどしてまいりました。

その結果、「成果」欄に記載のとおり、出所者等を実際に雇用する協力雇用主の数は令和元年10月1日の時点で1,556社となりまして、平成26年の「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」で定めた、2020年までに約1,500社まで増加させるという政府目標を達成いたしましたほか、令和元年度における矯正施設在所中の就労内定件数が平成28年度と比べて3倍近くに増加したという状況でございます。

その一方で、「課題と対応策」の欄に記載のとおり、就労後の確実な職場定着の実現ということが引き続き課題となっております。これに対応するため、本年度中に職場適応・定着のためのガイドブックを作成し、来年度にこれを普及させることを予定してございます。また、全国8か所のコレワークにおきましても、協力雇用主の皆様向けのきめ細かな支援や広報活動を実施していくこととしているところでございます。

次のページにお進みいただきまして、「②住居の確保」でございます。この点に関しましては、「主な取組欄」に記載しておりますとおり、法務省ではこれまで更生保護施設、自立準備ホームでの受入れの促進に加えまして、更生保護施設の退所後も継続的な支援を行っております。

具体的には、「現状」欄に記載しておりますとおり、更生保護施設におきまして、行き場のない刑務所出所者等を年間約8,000人保護するなどしております。

これらの取組等により、「成果」欄に記載のとおり、帰るべき場所がない刑務所出所者の数を平成25年の数から3割以上減少させて4,450人以下とするという政府目標がございましたけれども、この政府目標は平成29年の時点で既に達成しておりまして、この数はその後も順調に減少しております。

その一方で、「課題と対応策」欄に記載のとおり、やはり満期釈放者対策ということが課題となっております。この満期釈放者対策に関しましては、後ほど⑤という資料がございますので、そちらでも詳しく御説明させていただきますけれども、住居の確保という観点からは、更生保護施設退所者への訪問相談支援事業、自立準備ホームの活用、更には居住支援法人と連携した居住支援施策の充実強化を図っていくこととしているところでございます。

1枚お進みいただきまして、「③高齢・障害のある者への支援」でございます。この点に関しましては、まず、「主な取組」欄に記載のとおり、法務省では起訴猶予となった者等への入口支援ですとか、矯正施設での福祉的支援、さらに、刑務所出所者等への特別調整等を行っているところでございます。

具体的には、「現状」欄に記載しておりますとおり、8の地方検察庁に社会福祉士を配置して入口支援に当たっておりますほか、矯正施設における福祉的支援のため、87の矯正施設に社会福祉士を配置しております。また、特別調整を実施した結果、令和元年度におきましては、469人について刑事施設や少年院を出るまでに受入れ先を確保しておりまして、出所時等までに受入れ先を確保できなかった者のうち170人についても、施設を出た後の

継続的な調整によって受入れ先を確保したというところでございます。

これらの取組を通じ、「成果」欄に記載のとおり、シームレスな支援を展開することができておりますほか、厚生労働省と連携して実施してまいりました入口支援の実の方策等の在り方に関する検討会におきまして、今後の取組等を報告書に取りまとめ、刑事司法と福祉との連携強化を図ることを明記したところでございます。

他方で、「課題と対応策」欄に記載のとおり、より効果的な入口支援の実施ですとか、福祉的支援の必要性について自覚がない受刑者等への対応といった点が引き続き課題であると考えておりまして、これらに対応するため、社会復帰支援の実施体制の充実強化、さらに、矯正施設で収容早期から受刑者の福祉的支援ニーズを把握するなどの取組を予定しているところでございます。

続いて、4枚目の「④薬物依存を有する者への支援」でございまして、この点に関しましては、まず、「主な取組」欄に記載のとおり、矯正施設や保護観察所において、再犯リスクを踏まえた効果的な指導等の実施に努めているところでございます。

具体的には、「現状」欄に記載のとおり、施設内から社会内への一貫した専門的指導プログラムを実施し、記載のとおりの実績を重ねているところでございまして、札幌刑務支所におきましては女子依存症回復支援モデル事業を進めております。そのほか、厚生労働省と連携して、薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会を開催しておりまして、今は論点整理やヒアリング等を進めているという段階でございまして。

これらの取組により、「成果」欄に記載のとおり、覚醒剤取締法違反者の2年以内再入率は低下しておりますし、医療機関等による治療や支援を受けた保護観察対象者は増加をしているという状況にございます。

「課題と対応策」欄に記載のとおり、今後は薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会における議論も踏まえて、地域社会における継続的な治療・支援のための体制整備等につきまして、更なる検討を進めていくこととしているところでございます。

次のページにお進みいただきまして、「⑤満期釈放者対策」でございまして。満期釈放者対策の充実強化は、令和元年12月に犯罪対策閣僚会議で決定された再犯防止推進計画加速化プランにおきまして、より重点的に取り組むべき3つの課題のうちの一つとされております。そして、「主な取組」欄に記載のとおり、法務省におきましては、生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用を進めておりますほか、満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実に取り組んでおります。

具体的には、「現状」欄にございますとおり、例えば、今年度から、専ら生活環境の調整のための調査を担当する保護観察官を刑事施設に駐在配置するなどして、仮釈放率の向上に努めるなどしているところでございます。

その結果、「成果」欄に記載のとおり、平成30年出所者における満期釈放者の2年以内再入者数は2,114人でありまして、令和4年までに2,000人以下とするという政府目標の達成まで残りあと僅かというふうになっております。

その一方で、「課題と対応策」欄に記載のとおり、満期釈放者の2年以内再入率は依然として仮釈放者の2倍以上で推移していることも踏まえて、今後、法務省では現在の取組を更に推進しつつ、更生保護施設における退所後の継続的な支援の充実や、更生緊急保護制度の拡充等を図ることとしております。

1枚お進みいただきまして、「⑥民間協力者の活動促進」でございます。このテーマも先ほどの加速化プランにおける重点課題の一つとされております。この分野では、「主な取組」欄に記載のとおり、法務省では若干性質が異なる3つの分野の取組を進めておりますので、取組ごとに御説明いたします。

まず、1つ目の保護司の適任者確保の推進の関係でございますけれども、この関係では「現状」欄のグラフでございますとおり、近年、保護司の数の減少傾向が続いておりまして、保護司の適任者確保を進めるため、保護司候補者検討協議会、あるいは保護司活動インターンシップを実施するとともに、保護司確保のためのマニュアル等を作成いたしました。また、「成果」欄に記載のとおり、更生保護ボランティアの活動拠点である更生保護サポートセンターを全国886地区全ての保護司会に整備したところでございます。その一方で、「課題と対応策」欄に記載のとおり、保護司に関しましては、特に若年の適任者確保などの課題に対応するため、保護司活動のICT化の推進を図ることとしているところでございます。

次に、2つ目といたしまして、立ち直り応援基金の関係でございます。この点につきましては、「現状」欄の右手側に記載のとおり、全国の草の根の立ち直り支援活動を助成する目的から、立ち直り応援基金というものを創設いたしまして、民間協力者の活動を支援することとしているところでございます。

さらに、3点目といたしまして、SIB、ソーシャル・インパクト・ボンドの関係でございますけれども、この点につきましては令和元年度に案件組成のための調査研究を行い、その結果として、「成果」欄に記載のとおり、新規事業としての案件の組成を行いました。この調査研究の結果を踏まえまして、来年度からSIBを活用した非行少年に対する学習支援事業を実施することとしております。

最後に、次のページにお進みいただきまして、「⑦地方公共団体との連携強化」でございます。このテーマも加速化プランにおきまして重点課題の一つとされております。

主な取組欄には3つの事項を記載しておりますが、そのうちの一つである地域再犯防止推進モデル事業につきましては、「現状」欄の左手側にございますとおり、本年度末までを委託期間として36の地方公共団体に事業を委託し、各地域の実情を踏まえた取組を実施していただいております。現在その効果検証の取りまとめを行っております。

また、地方公共団体の取組として、令和2年10月1日現在で71の団体が地方再犯防止推進計画を策定しておりますほか、奈良県と兵庫県明石市におきましては再犯防止に関する条例が制定されております。

加えて、「現状」欄の右側の記載のとおり、本年1月「国と地方が連携した再犯防止・更生支援の取組」をテーマにオンラインでの生配信の広報イベントを行いました。その際には、県が出資した財団で出所者を雇用し、地元の産業、具体的には林業でありますけれども、これを生かした職業訓練を積ませるといふ奈良県の取組などを紹介させていただきましたし、本検討会の委員でもあります野口委員にもパネリストとして御出演をいただき、大変すばらしいコメントを頂戴したところでございます。当日の様子はYouTube法務省チャンネルにおいて公開しておりますので、お時間がございましたら、是非皆さんも御覧いただければと思います。

「成果」欄に記載のとおり、モデル事業を通じて地方公共団体による取組の好事例が相当数蓄積されましたので、今後は「課題と対応策」欄に記載のとおり、これまでの取組を効果

的に横展開し、更なる取組を推進するため、好事例の周知・共有を図るとともに、次は都道府県と市区町村の連携という点にも焦点を当てて取組を確立したいと考えておりまして、それに向けて更に検討を進めていくこととしてございます。

最後になりますが、その次の資料にお進みいただくと、再犯防止推進白書の関係の資料がございます。令和2年版の再犯防止推進白書は、再犯防止推進法に基づき国会への年次報告として、本日お集まりの関係省庁の皆様にも御協力をいただき、作成したものでありまして、今回が3回目の白書ということになります。

白書の構成はお手元の資料のとおりでありまして、今回の特集といたしまして、地方に広がる再犯防止施策ということで、地方公共団体における様々な取組を紹介させていただいたところでありまして。

なお、先日皆様にお送りさせていただいた白書は1月末に刊行した市販版になるのですが、表紙には少年院の在院者が描いた「海とひまわり」という作品を掲載しているところです。この白書につきましては、引き続き少しでも多くの方に手に取っていただけるよう、来年度以降も様々な工夫をしてみたいと考えております。

法務省からの御説明は以上となりますけれども、法務省といたしましては、再犯防止施策全体の取りまとめ省庁といたしまして、有識者の先生方の御指導をいただきながら、推進計画に基づいて関係省庁と連携し、引き続き再犯防止施策の推進に尽力をまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 続きまして、議事の(2)各省庁からの報告について、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省の順に御説明をお願いいたします。

それでは、まず警察庁、お願いいたします。

○**警察庁生活安全局生活安全企画課長** 警察庁生活安全企画課長でございます。当課の関係について御説明申し上げます。資料を御用意しておりませんので、白書の該当施策等を御参照いただければと思います。

まず、子供を対象とした暴力的性犯罪の関係、白書で申しますと98ページの施策番号69になります。これにつきましては、平成17年以降、法務省から、これらの犯罪をした刑事施設出所者に関する情報提供を受けまして、各都道府県警察において当該出所者の所在確認を実施するとともに、平成23年からは必要に応じて、当該出所者の同意を得た上で面談を実施し、要望があれば社会復帰のための必要な支援を行うなどの措置を行っております。

続きまして、ストーカー事案の関係、白書で申しますと98ページの施策番号70になります。ストーカーの関係は、これらの事案に係る仮釈放者や保護観察付執行猶予者につきまして、被害者等への接触を試みるといった問題行動などの情報を法務省と共有させていただいており、緊密かつ継続的な連携によって、こうした者の特異な動向を双方で迅速に把握することができるようにしております。また、平成28年からはストーカー加害者への対応方針や治療、カウンセリングの必要性について精神科医等から助言を受け、治療等が必要と判断される加害者への受診の働きかけを行うなどしております。このほか、研修会への参加などを通じて、ストーカー加害者に対する警察職員の技能や知識の向上を図っております。

続きまして、少年の再非行防止の関係、白書で申しますと86ページの施策番号60にな

ります。少年の再非行防止につきましては平成22年から、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く地域社会との絆の強化を図る、「非行少年を生まない社会づくり」に取り組んでおりまして、その一環として、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しております。この活動におきましては、少年サポートセンターの少年補導職員などを中心に、就労支援に向けた活動や、少年警察ボランティアなどと連携した社会奉仕体験活動などを通じた居場所作りのほか、修学支援などを行っております。このほか、街頭補導活動や学校における非行防止教室、少年や保護者等の悩み事等への指導、助言など、非行の未然防止等を図るための取組を行っております。

当課からは以上となりますが、続きまして、暴力団対策課長から暴力団員の社会復帰対策の推進状況について御報告いたします。

○警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長 続きまして、暴力団対策課長の山浦でございます。私からは、暴力団員の社会復帰対策の推進状況について報告させていただきます。

資料3を御覧ください。資料の上段にありますように、暴力団対策として我々が力を入れていること、これは暴力団のマンパワーをそぐこと、メンバーを組織から離脱させることであります。ただ、単に組織から離脱させただけで、別の組に移籍してしまったのでは余り意味がありませんので、そうならないように社会復帰をさせる、これが基本的な発想です。

その実現に向けて具体的にどのようなプロセスをたどるのか、離脱から就労までの流れということですが、これは資料の中段で示しております。まず、資料中段の左側にありますように、離脱意思の確認をします。例えば、事件で検挙した暴力団員を取り調べると、その際に、もう組には戻りたくないと表明をする者がおります。あるいは、事件と関係なく自主的に、こんな組にはもういたくないと離脱の相談を受けることがあります。我々はそれを、偽装離脱ではなく、真摯に離脱を望んでいるということを確認した上で、所属する組織と連絡して、あるいは保護対策を講じて、安全な離脱を実現させるということになります。こうした離脱支援を受けて暴力団を離脱した者は、資料下段の左側にありますように、令和元年では570人おります。

次に、離脱者に対する雇用の場の提供ですが、これは資料中段の右端にあります社会復帰対策協議会という枠組みがございます。この協議会につきましては、警察のほか、職業安定所、保護観察所、協賛企業、この協賛企業というのは暴力団離脱者の雇用に賛同していただいている企業のことですが、こうした官民協力の仕組みがありまして、ここで離脱者の就労支援を行うことにしております。ただ、離脱者は、所属している組からの報復におびえて地元での就労をためらう者も多くおります。その解決策として、資料下段の右端にあります、広域連携協定という枠組みがございます。これは地元以外での就労を支援するもので、現在35府県がその枠組みに加わっております。

以上が、我々が進めている暴力団員の社会復帰対策でございますが、引き続き着実に推進していきたいと考えております。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

次に、総務省、お願いします。

○総務省地域力創造グループ地域政策課長 総務省の地域政策課長の足達でございます。よろしくお願いたします。総務省における再犯防止推進計画に基づいて講じました施策の進捗状況について、資料はございませんが、口頭にて説明させていただきたいと思っております。

再犯防止対策につきまして、総務省では再犯の防止等の推進に関する法律が制定される前から、法務省と連携しまして、地方公共団体に対して更生保護サポートセンターの設置場所の確保等について協力を依頼する等の取組を行ってきたところであります。

そして、同法の制定後であります。地方公共団体に対して法務省と連名で法律の内容や国の取組について情報提供を行うとともに、様々な機会を捉えて再犯防止対策の推進を働きかけてきたところでございます。例えば、毎年全国のブロック会議や都道府県の財政課長・市町村担当課長の合同会議の場などを活用しまして、地方公共団体に対し、国の計画を踏まえた地方再犯防止推進計画の策定や、各地域において再犯防止施策に積極的に取り組んでいくよう働きかけを行っているところでございます。

今後とも、地方公共団体において地方再犯防止推進計画の策定や、地域の実情に応じた再犯防止の取組が行われていくよう、法務省始め関係省庁と緊密に連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

次に文部科学省、お願いします。

○文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 文部科学省の総合教育政策局の石塚でございます。よろしくお願いいたします。文科省につきましては、重点課題中の学校等と連携した修学支援ということで、まとめて御説明したいと思います。

次のページをお願いします。文科省におきましては、非行の未然防止と、学業の中断が起きないようにと、そういう主に2つの観点から行っておりますが、まず、非行の未然防止ということで、①の学校における取組ということでございます。主な取組として3つ挙げてございます。

まず、非行防止ということで、法務省や警察庁、関係機関と連携して犯罪予防活動を実施しているということでございます。また、次の薬物乱用未然防止につきましても、保健体育等におきまして指導の充実、薬物乱用防止教室の推進、発達段階に応じた啓発資材の作成ということを進めております。特に、薬物乱用防止教室につきましては、学校保健計画に位置付け、全ての中・高校で年1回は開催することに努めることとしております。一番下の中退者等就労支援というところですが、こちら厚生労働省と連携しまして、高等学校等と地域若者サポートステーション、サポステと連携した就労支援の取組を行いまして、学校教育からサポステへの円滑な誘導、支援を行うとしているところでございます。

次のページをお願いいたします。学校に加えまして、地域における非行の未然防止というための支援ということで、2つ挙げさせていただいています。まずは子供の居場所作りということで、地域と学校が連携して、地域全体で子供を支えることによりまして、子供たちの学習支援ですとか体験活動の機会を共有するということを進めております。

また、高校中退者等への学習相談・学習支援ということで、平成29年からモデル事業としまして、地方公共団体等におきまして、高校中退者等に対して学習相談・学習支援等をする事業について実践研究を行いまして、展開を行っている。この事例の中では、アウトリーチをして、そういった中退者等にアプローチするような、そういった事例などもございましたので、そういったものを横展開していきたいというふうに考えております。

次のページをお願いします。2つ目が、非行による学びの中断の防止ということで、2つ

大きく挙げておりますけれども、まずは矯正施設におきまして学びを継続する、あと、矯正施設からの進学・復学を支援するというところで、2つの項目がございますけれども、まずは矯正施設と学校関係者、相互の連携をします。復学ですとか復学後の支援、そういったものについて連携しましょうということを進めております。また、少年院の在院中の生徒の学習支援に向けて、少年院で高等学校の学習指導要領に準じて行ったものを高等学校の単位に認定するというを現在議論しております、今後、実施するというにしております。

②ですけれども、高等学校卒業程度認定試験等の受験の支援ということでございます。1つ目のところが、矯正施設における指導体制の充実ということで、平成19年から、教育委員会から監督者の派遣等を受けずに矯正施設での試験実施が可能になったということで、令和2年度は、高卒だと173施設で合格者356人と、そういうような数字がございます。

一番下の地域社会における支援は、先ほどのモデル事業の再掲でございますので、説明は割愛させていただきます。

参考資料を付けておりますけれども、文科省の取組については以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

次に、厚生労働省、お願いします。

○厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室長 厚生労働省就労支援室の伊藤でございます。よろしくお願いたします。

資料は5になります。就労支援室においては、刑務所、それから保護観察所と連携する形で就労支援を行っております。

具体的には、まず刑務所については、ハローワークの職員が刑務所に出向いて支援をする、そのうち特に支援対象者が多い36の刑務所においては、ハローワークの職員が週何日間か駐在するという形で、より刑務所の就労支援担当者と意思の疎通を図りながら支援対象者に濃密な支援を行って、就職に結び付けているということとなります。

それから、出所後の方については、保護観察所と連携して、保護観察所の就職支援担当者の方々と就労支援チームを作って、お互いに支援の状況、それから支援対象者の現在の状況等を情報交換しながら支援を行っているということになります。ハローワーク側からは、支援対象者に専任で付くという形で、同じ方が継続して支援を行うと。このために、ハローワークでは現在、刑務所出所者の専門の就職支援ナビゲーターとして111人ほど全国に職員を配置しているところでございます。

その結果、次のページにさせていただいて、この支援実績でございますけれども、この支援、平成18年度から始めておりますが、現在、令和元年度においては、黄色の棒ですけれども、3,700人強の方が就職をしております。それから、中段の方の表になりますが、これは刑務所に入所中の方についての支援状況ですが、先ほど言った、駐在することなどによって最近、効果が上がってきております。平成27年度に駐在制度を開始して、駐在場所を拡大するに伴い、現在、就職者数も右肩上がりになっている状況でございます。

ただ、今年度におきましては、コロナの影響などもあって、ちょっと就職実績などが伸び悩んでいるところでございます。今後、来年度以降もこの事業を継続していきますので、一人でも多くの方が就職することによって、生活安定することを目指して支援を行っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

次に、農林水産省、お願いします。

○農林水産省経営局就農・女性課長 農林水産省経営局就農・女性課長の横田です。農林水産省では、出所者などの就労の確保について取り組んでおります。資料はございませんけれども、口頭で3点報告させていただきます。

まず1点目ですが、協力雇用主の拡大ということで、農林水産省では農林漁業における協力雇用主の拡大に向けまして、法務省で作成されていますパンフレットを活用して広報を進めております。農林漁業の関係団体だけでなく、新規就農に関する補助事業の説明会などの機会を捉えまして、個別の事業者に対してもこの協力雇用主制度の周知、協力要請などを行っております。

2点目ですけれども、農の雇用事業における出所者の就労支援を実施しております。農水省では就農の促進を目的としまして、新規就農者を雇用して研修を行う際の研修費用を支援するという農の雇用事業というものを実施しておるんですけれども、この中で、令和2年度、今年度から、農業法人などが刑務所出所者を雇用して研修を実施する場合には支援単価を加算するというようにしております。今年度は4名の出所者の方を受け入れた法人などが活用されております。来年度以降もこの措置については継続をしていく予定ですので、引き続き受入れ法人などへの支援を行ってまいります。

3点目でございますけれども、就業支援センターで農業訓練修了後に退所した方への就農支援というのをやっております。法務省で設置していただいております茨城就業支援センターと、沼田町就業支援センターでは、出所予定や仮釈放の方などに対しまして、就農による自立を目的として農業訓練を実施されております。農水省としましては、このセンターで訓練を受けた方々が円滑に就農、自立できるように就農支援をしております。

引き続き、法務省を始めとしました関係省庁とも連携をしながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

すみません、厚生労働省社会・援護局の方を飛ばしてしまいました。一度戻って、厚生労働省、もう一度お願いします。

○厚生労働省社会・援護局総務課長 厚生労働省社会・援護局総務課長の高橋でございます。

資料をお願いいたします。社会援護局は福祉サービス全般を所管している局でございます。そのような観点から地域生活定着促進事業というものを行っております。矯正施設退所者の方で高齢又は障害で福祉サービスを必要とされる方がいるにもかかわらず、必ずしも出所後に福祉サービスにつながっていないという現状がございまして、平成21年度から地域生活定着支援センターというものを各都道府県に整備する事業を開始し、こういう出所者の方を福祉サービスにつなげるということをしてきております。

下の絵の方にありますように、右側に退所予定者との面会を定着支援センターが行って、福祉ニーズであったり帰住予定地の聞き取り、帰住先の調整、そういうことをやっております。それから、矯正施設がある都道府県と帰住先希望地の都道府県が違うという場合も、A県の定着支援センターとB県の定着支援センターが連携して帰住先の調整をし、必要な福祉サービスにつなげるという事業でございます。

上の方にある○の4つ目にあります、令和3年度、来年度からですけれども、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等に対しても、高齢又は障害により自立した生活を営む

ことが困難な方に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援を行うということを予定しております。来年度の予算案に所要額を計上しております。平成21年度から出所者、ほとんど満期釈放者の方ですけれども、の支援をやってきたところですので、来年度からは入口支援の方にも拡大されるということでございます。

次のページをお願いできますか。これが来年度から開始予定の入口支援のところでございます。事業内容の3つ目の○にありますように、起訴猶予、執行猶予等の方を対象としまして、地域生活移行後の受入れ先の調整等、継続的な援助を行うということを予定しております。

次のスライドをお願いします。入口支援の背景等についてというスライドですけれども、もともと入口支援を実施することになった背景としましては、2つ目の枠にありますように、再犯防止推進計画が平成29年に閣議決定されておまして、法務省、厚生労働省は入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方について検討を行い、2年以内に結論を出し、実施するということが閣議決定されました。冒頭、法務省からも説明がありましたように、検討会を行ってまいりましたけれども、やはり結論としては、今、出口支援を行っている定着センターで入口支援も一体的に行うことが効果的、効率的であろうというふうに考えまして、厚労省の方で予算を確保するということとしております。

参考としまして、特別調整対象者等の再入の状況ということで、これは出口支援だけのこれまでの実績、平成26年から一定期間で出所された方のうち、再入された方の割合ということでございます。この定着促進事業は、再入率を下げることを一義的な目的とする事業ではなくて、福祉サービスを必要とされる方を福祉につなぐということを目的としておりますけれども、結果として再入の低下にもつながっていると。冒頭ですと、再入率は24%程度ということでしたけれども、特別調整の対象者、この出口支援の対象となった方について、高齢の受刑者は「再入あり」が7.1、それから障害の方も10.0ということで、特別調整を本人が辞退された方と比べて、再入の状況が大きく低下しているということが見て取れます。

それから、次以降は今の支援状況ですけれども、支援実績も増えてきているという状況かと思えます。私の方からは以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

厚労省社会・援護局障害保健福祉部の方からも御説明がありますでしょうか。お願いします。

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部依存症対策推進室長 それでは、2枚ほどおめくりいただきまして、薬物依存症対策の取組というページで御説明させていただきます。

薬物事犯者への再犯防止の取組につきましては、法務省と連携して取り組まさせていただいているところですが、厚労省といたしましては、各地域におきまして依存症の御本人と御家族が円滑に支援に結び付けられるような体制整備などを進めてございます。

1点目が、専門の医療機関、また相談機関の整備となります。全ての都道府県と指定都市におきまして、こうした機関整備を行いつつ、また、それに関わります人材の養成についても取り組んでいるところです。

それから、2点目でございますように、御本人に対する依存症の治療回復プログラムを、

都道府県等に設置されている精神保健福祉センターにおきまして、展開をさせていただいているところです。

それから、あわせて、4番のところでございますように、この依存症の問題につきましては家族への支援というのも非常に重要でございますので、家族に対する支援プログラムの実施等につきましても、同じく精神保健福祉センター等の場におきまして展開させていただいているところです。

それから、あわせて、同じ4番のところでございますが、断薬を続け、元の生活を回復させるといった観点からは、自助グループ等の民間団体との連携が非常に重要でございますので、そうした民間団体の活動の支援といったことにつきましても併せて行わせていただいております。

それから、最後の5点目のところでございますが、依存症を取り巻く状況といたしまして、依存症に対する偏見、誤解もあり、それが治療や支援に結び付きにくい環境の一因にもなっているという認識でございますので、薬物依存症を始め、依存症全般に対する理解を促進するための普及啓発活動につきましても推進させていただいているところです。

私からの説明は以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。順番を違えてしまい、大変失礼いたしました。

では、最後に国土交通省、お願いいたします。

○国土交通省住宅局住宅総合整備課長 国土交通省住宅局住宅総合整備課長の山下でございます。住宅分野における取組につきまして御説明申し上げます。国土交通省の資料を映していただけますでしょうか。ありがとうございます。

まず、取組といたしましては、都道府県とか市町村といった地方公共団体が建設して管理しております公営住宅について、出所者の方々にお入りいただけるような取組をさせていただいております。資料の一番下の方でございますが、再犯防止推進計画なども受けまして、こういった公営住宅を管理する地方公共団体に対しまして、何点か要請をしております。

一つは、公営住宅に入居していただく際に様々な独自の要件を付けられているケースがあります。例えば、従来からその市町村内に住んでいたこととか、こういった要件が付いていることがございますが、それによりまして出所者の方々が入りにくくなる場合がございますので、そういった要件の緩和について御検討いただくということ。それから、もう一つ、公営住宅につきましては広く公募して公正に選考させていただくというのが原則でございますが、一定の方々に対しましては優先的に入居していただくという優先入居の取扱いをしている場合がございます。出所者の方々は通常、著しく所得の低い世帯に該当するということが多いかと思っておりますので、こういった特に居住の安定確保が必要な方ということで優先入居していただくように、公営住宅を実際に管理しておられる都道府県、市町村に要請をしております。

次のページは、先ほど申しました公営住宅の優先入居について説明したものでございます。この中で、特に所得の低い世帯というようなことで優先入居の取扱いをお願いしております。

さらに、こういった公営住宅でございますが、大体今、全国で215万戸ぐらいございます。ただ、なかなかこれを増やしていくということにも限界がございます。一方で今、世の中を見渡しますと、空き家がかなり増えてきております。したがって、この空き家をう

まく活用して、住宅にお困りの方々に使っていただけないかということで、この新たな住宅セーフティネット制度という取組をさせていただいております。

まず、この左上にございますように、こういった要配慮者と呼んでおります、出所者の方もここに含まれるわけでございますが、なかなか住宅市場で自ら住宅を確保するのが困難な方、こういった一定の配慮を要する方の入居を拒否しないということを条件に、その住宅を都道府県等に登録していただくという仕組みを設けてございます。

そして、この登録を受けた住宅につきましては、下半分を書いてございますように、国と地方公共団体が連携いたしまして様々な経済的支援をやらせていただいております。例えば、住宅のリフォームに要する改修費に対する補助でございますとか、家賃を引き下げた場合の家賃低廉化に対する補助などを行ってございます。

それから、向かって右の方でございますが、マッチングとか入居の支援ということで、単に住宅、箱を用意するだけではなくて、そこに適切にお入りいただくために様々な支援をするということで、例えば、居住支援法人と申しまして、そういった団体を指定して取組を応援させていただく仕組みとか、さらにこういった居住支援法人も含めまして、不動産関係の業界の団体とか公共団体も入りました居住支援協議会と、こういった団体を組織して、住宅と入居者の方のマッチングでありますとか、様々な支援を講じるという取組をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。直近の新たな住宅セーフティネット制度の施行状況をまとめたものでございます。まず、セーフティネット住宅と呼んでおりますものは全国で30万戸を超えるに至っております。それから、先ほど申しました居住支援法人でございますとか、居住支援協議会につきましても、それぞれかなり数が増えてきているところでございまして、引き続き公営住宅、それから、こうした新たな住宅セーフティネットの仕組みも活用いたしまして、再犯防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

国土交通省からは以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 各省庁の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、議事の(3)意見交換に移ります。

有識者の皆様から、法務省や各省庁からの報告を踏まえ、先ほど御紹介申し上げました順番で御意見をいただきたいと思っております。

なお、堂本委員、宮田委員、森久保委員におかれましては事前に資料を送付いただいておりますので、宮田委員につきましては昨年度持ち回り開催になった分の御意見も頂いておりますので、皆様、併せて御参照いただければと思います。また、本日御欠席されております小畑委員につきましては、事前に送付いただいた資料を共有させていただいております。

大変恐縮ですが、お時間の関係上、1人5分から7分程度で御発言をお願いいたします。

それでは、まず川出委員、よろしくをお願いいたします。

○川出委員 時間も限られておりますので、私からは、御説明のあった取組のうち、刑事手続に関係する部分について、意見と要望を申し上げたいと思っております。

大きくは、2点あります。まず一つは、高齢・障害のある者への支援についてです。法務省提出の資料2の③において、そのための主な取組が挙げられています。その3番目に、「福祉的支援を必要とする刑務所出所者等に対する特別調整」が挙げられていますが、これは、刑事司法と福祉を制度として連携させたものとして画期的な取組であったと思っております。

ただ、このような制度が必要になるということは、裏を返せば、高齢・障害のある者が刑務所に入るに至るまで犯罪を繰り返すことを防げなかったということも意味しているわけであり、その観点からは、刑務所に入る前の、より初期の段階で再犯を行わないようにする措置を採ることが重要になります。正にその観点から、最初に挙がっている入口支援が行われてきたということになりますけれども、検察庁だけではやれることに限りがありますので、ここに地域生活定着支援センターが積極的に関与する体制が作れないだろうかというようなことを、再犯防止推進計画を策定する段階で申し上げた記憶がございます。

今回の御報告によれば、法務省と厚生労働省の連携により「入口支援の実の方策等の在り方に関する検討会」が開催され、令和3年度からは、入口支援に地域生活定着支援センターが関与する高齢・障害被疑者支援業務が開始されるということであり、非常に望ましい方向に向かっているというふうに感じました。加えて、厚生労働省の資料によれば、この支援業務において、地域生活定着支援センターは弁護士からの依頼も受けるということになっております。これにより、刑事司法に関わる機関が対立するのではなくて、対象者の再犯防止という共通の目標を持って協力するという新しいモデルが実現するきっかけになることも期待できるように思いますので、是非、この取組を積極的に進めていただければと思います。これが1点目です。

2点目は、薬物犯罪への対応に関わる取組についてです。法務省提出の資料2の④によりますと、覚醒剤取締法違反の2年以内再入率が顕著に減少しています。これは様々な取組の成果であると思いますが、その一つとして、一部執行猶予制度の導入が挙げられるのではないかと思います。一部猶予を言い渡される者の多くは覚醒剤事犯者ですが、矯正統計年報で、一部執行猶予による受刑者が出所するようになった平成29年以降の、全部実刑の受刑者と一部執行猶予の受刑者の再入率を比較しますと、明らかに一部執行猶予の受刑者の再入率が低くなっています。刑務所を出所した後に、社会内で処遇を受ける期間を、従来よりも長く確保することによって再犯を防止するというところに一部猶予制度の目的があったわけですが、先の数字を見る限り、この目的は十分達成されているのではないかと考えられます。

他方で、現在の量刑実務を前提とすると、覚醒剤の使用や単純所持で刑務所に入ってくる人は再犯者ということになりますので、本来は、刑務所に入る前に覚醒剤を再使用しないようにすることが必要です。そのための方策の一つとして考えられるのは、初犯で全部執行猶予となる場合にも保護観察を付けることだと思いますけれども、これも統計を見てみますと、保護観察付全部執行猶予の割合は、この10年、10%から13%ぐらいで、特に増えておりません。もちろん、刑の言渡しは裁判所によるものですので、検察庁がどうにかできるものではありませんが、例えば、検察官が、これまでであれば単純全部執行猶予となっていた被告人について、保護観察付全部執行猶予を求刑するといった運用を行うことによって、保護観察付執行猶予の位置付けを変えていくということができないかどうかを検討していただければと思います。

それに加えて、高齢・障害のある者に対する入口支援に相当するような施策を薬物事犯についても進めることも考えられるのではないかと思います。高齢・障害と薬物依存とは質が異なり、薬物事犯者には支援という考え方はなじまないという意見もあるかもしれませんが、再犯防止という観点からは、刑事司法外での措置が有効であるという点で、両者には共通する側面があります。この領域でも、法務省と厚生労働省が連携して検討会が行われてい

るとのことですので、起訴猶予となった者、あるいは単純全部執行猶予となった者に対する措置についても、この検討会で具体的な連携の方法を検討した上で、実施に移していただきたいと思います。

私からは以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 川出委員，ありがとうございます。

続きまして，清水委員，お願いいたします。

○清水委員 清水でございます。私からは，資料はありませんけれども，まず，この再犯防止推進計画が非常に多様な課題に視野を向けて制度設計されてきていることに敬意を表しますし，更生支援に取り組む一員として，感謝を申し上げたいと思います。特に，新たな取組として，薬物依存の地域支援，あるいは少年の修学地域支援，さらには更生保護施設による地域訪問支援など，幾つかの分野でモデル事業等として乗り出していることにも期待したいし，何よりも地域活動，地域参加としての広がりという方向にフォローをしっかりとして，持続性のある仕組みにつなげていただきたいと思います。

その一方で，この計画が非常に整備されて展開されているからこそその感想でありますけれども，制度の側から見ている計画と，それから利用者といいますか，行き詰まっている当事者の側からは見えていないかもしれない計画というか，2つの視点が必要だというふうに考えます。これは，言わば実践的なアクセシビリティの確保という課題でして，このせっかくの計画の対象となる人たち，利用者となってほしい人たち，特に犯罪を繰り返す人たちの多くは，この肝腎なアクセシビリティを欠いているというのが，この整備された計画を前にしての今後の大切な課題だというふうに思います。

先般，地元の自治体の再犯防止推進計画検討会におきまして，自治体として現場らしい計画の進め方として，利用者の視点で問題と支援と相談先，この3つがつながる分かりやすい簡易なガイドブックの作成をしたかどうかという御提案をしたところ，同じ検討会のメンバーであるダルクの方が，そういうガイドブックをパチンコ屋やコンビニに置いてほしいというふうに発言をされました。私もアクセシビリティを高めるという視点では考えたのですが，そういうところまでは思い至りませんでした。当事者の人たちにはそういう思いがあるということだと思います。

しかし，ここで申し上げたいのは，そこまでの具体的な議論ではなくて，今後この点をどうしたらいいだろうかと，せっかくの計画へのアクセシビリティを高めていくために，どうしたらいいかということの一つだけ申し上げたいということです。

最近，私どもの清心寮という更生保護施設ですけれども，そこから自立退所して他県で生活している薬物依存の方が，仕事を失って非常に不安な気持ちになっているということを電話で訴えてきました。このままではまた危ないことになるのでと，近くに頼るところが欲しいんだということでした。担当の職員がネットや支援活動をしている知人等を当たって，幾つかの候補を紹介しましたら，御自分で相性の良さそうなところを選んで通うようになって，仕事も得て落ち着いたと報告をいただきました。今では，計画にありますとおり，いろいろな支援がありますけれども，あるだけに，このようにつながり方次第ということが非常に大切になっていると思います。

私どももそういうことで，退所した薬物依存の人たちを独りにしないためのささやかな試みですけれども，夜間のミーティングを始めました。クリニックの専門のスタッフにも加わ

っていただきますけれども、退所してから任意で登録し、通ってもら取組です。今月からはコロナ禍での密を避けてオンラインの実施に切り替えることにしていますけれども、それも登録した方たちとの協議で、打合せで可能になって、見通しがついてきています。

そういう支援を必要とする人たちを地域の資源にどうつないでいくかということが、特に薬物の場合なんかは大変求められていると思います。その方策として、当事者と制度の間にいる人たち、両者の接点にいる人たち、すなわち様々な地域活動や従事者同士の連携、情報共有が非常に大切だというふうに思っております。公助と自助という対立軸ではなくて、その双方をつなぐ地域の共助活動です。保護司、更生保護施設、自助グループ、クリニック、福祉団体、雇用事業者等々が地域ネットを構築して、かつ地域の行政と連携しながら、支援へのアクセスを高めていくようなサポート体制を立ち上げていくことを期待したいというふうに思います。そういう方向は更生支援の分野への市民の参加を広げていくと思いますし、既存の活動グループの新たな活力を引き出すというふうに思います。例えば、保護司の方々についても新たな出番、活動機会の拡大になってくることにもなると思います。

更生支援の地域ネットワークを民間の活動として構築し、行政も参加し、支えるという方向ですが、例えて言えば、小さな社会福祉協議会のような機能を更生保護事業の中にネットワークセンターとして推進役を設けることは可能ではないでしょうか。整備されたこの再犯防止推進計画が地域に定着し、持続性を確保していく方策としては、そのような取組の構築が今後の課題であり、再犯防止の実効性を高めることになると思われま。そういう意味で、支援を必要とする人の情報を共有し、相談支援をワンストップで組み立てていく、そのような地域共助の仕組みの構築に踏み出す制度設計を是非御検討いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 清水委員、ありがとうございました。

次に、堂本委員、お願いいたします。

○堂本委員 堂本です。よろしく願いいたします。4点あります。第1は、保護司の問題です。報告の中でも問題になっておりましたけれども、保護司さんが減ってきている、なかなかの方がおられない現状があります。私の提出資料にも、更生保護の一翼を担う保護司の確保について書かせていただきました。4番目のところです。やはり近所隣が大変親密だった時代には、区長さんや民生委員などが保護司をしておられたんだと思いますけれども、今の時代、特に都会では、地域が密じゃない場合、ボランティアで保護司を依頼するのは難しくなっているようです。そこで、更生保護行政の重要な役割を担っている保護司を確保するには、ボランティアではなく、専門的知識があり、経験を持つ民間人の有償での起用・活用を検討するよう提案します。無償ではなくて、つまり、ボランティアではなく、ある程度、あるいは全面的に有償の専門家で対応すること。それが一つです。

2番目に申し上げたいのは薬物依存対策です。資料では3番目。薬物依存対策として、札幌刑務支所で女子依存症回復支援モデル事業が実施されており、成果も上がっています。その報告も是非いずれ伺いたいのですが、北海道だけではなく、東北、関西、関東、九州にも事業を広げ、展開することが求められています。札幌まで九州の人が行くということは不可能ですから、それぞれの地域で事業を実施し、計画的に全国展開をしていく体制を構築すべきと考えます。

第3に申し上げたいのは更生保護施設の改善についてです。更生保護法の改正作業がどこまで進んでいるのか、あるいは進んでいないのか、私は知識がないのですが、現在、更生保護施設は宿泊施設としてだけ使われていますが、もっと相談事業、あるいは教育の機能を充実させるべきです。入所期間も6か月と非常に短いのですが、この法定期間を超えた支援、それから、更に実際に教育とか訓練ができるような財政的な支援、そして、それらを可能にするための法改正に是非着手していただきたい。私も声を上げていきますが、是非それを実行に移していけたらどんなにいいかと思っています。

そして4番目ですが、刑務所と地方の関係です。刑務所は、国が所管しているので、どうしても地方では浮いた存在になってしまう、孤立しています。刑法の改正までしなければ、これはできないことですが、外国の場合は州立であったり、郡立であったり、市立の刑務所があります。日本の場合、刑務所は国立ですが、再犯防止の目的のために、地方公共団体との強い協力関係を構築する仕組みを作してほしい。私自身もそのために活動していきたいと思っています。

どうもありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 堂本委員、ありがとうございました。

続きまして、野口委員、お願いいたします。

○野口委員 こんにちは、野口でございます。今日は再犯防止推進計画の7つの重点目標の中の1番が就労の確保、それから、2つ目が住居の確保という大きな問題ですが、私は協力雇用主として現場のお話ができたらと思っています。

1点目、就労支援に関することですが、近年、協力雇用主に登録していただいている事業所は順調に伸びております。同志、仲間が増えることを大変喜んで思っております。しかしながら、せっかく雇い入れても早期離職をしてしまうことが大きな課題となっております。就職するところまでは法務省と厚生労働省の対策が大分浸透してきたところではございますが、就職した後の支援の充実が必要であるほか、更生保護就労支援事業の実施者によると、刑務所出所者等と協力雇用主の双方に対する息の長い支援につながるような複数年の委託契約に対するニーズがあるようです。また、協力雇用主にとっても、安定的な息の長い支援が受けられることは心強いことですので、是非更生保護就労支援事業の実施県の拡大と、複数年契約の導入について御検討をいただきたいと思っています。また、3月中に、先ほどありましたが、職場適応・定着のためのガイドブックが作られるというのを報告がありました。これは、是非お願いしたいと思っています。

就労支援の協力雇用主として、更生は協力雇用主だけでは非常に難しいということを思っております。そのような観点において、先ほどの法務省の報告でもありましたが、満期というよりも仮釈放を国が推奨されていることについては、協力雇用主の立場としては非常に有り難いと思っています。なぜかといいますと、やはり対象者の方が、保護観察官と保護司に加え、仕事に対する協力雇用主とのつながりを持つことが重要だからです。協力雇用主というのは、そのような対象者を雇用する場合、連携先がないとどこも相談することができないというのが現状でございます。これは、やはり保護観察官の指導、やはり厳しい指導をされますし、環境調整で保護司が関わり、協力雇用主との連携により、それが三位一体となって、その人の更生を支援していくというのが非常に重大なことだと思っています。

また、地域の保護司さんの更生保護サポートセンターがございますが、やはり協力雇用主

と地域の保護司との連携というものがまだまだ十分ではない気がいたしますので、そのセンターの中に協力雇用主の事務所を置いていただければ、とても良いと思っております。

本日、私は北九州の保護観察所からリモートでの出席をしておりますが、実は、矯正施設に4年入り、私も留置所で弁護士さんの紹介で初めて会った方を雇用することになっており、うちの社長が矯正施設から連れて帰っているところなのですが、その中で、住居の問題というのがここにあります。たまたま自立準備ホームに入ることができました。協力雇用主がそういう対象者を雇った場合に、まず、仕事も大事ですが、そもそも住居のない方が非常に多いわけですね。今日出所された方も、実は家庭も奥さんもいたんですが、事件を起こしたことによって離婚をされました。そういうことで、出所時に誰も迎えにも来ないという形でございます。自立準備ホームというのは、半年ぐらいいて、その後、協力雇用主が実際にアパートなどを借りることになるんですが、身元保証制度などがありますが、ほとんどの場合、やはり敷金などについて、連帯保証人として協力雇用主が負担をしなければならないという非常に厳しい状況であります。そういう状況を受けて、北九州市は政令指定都市として初めて、少年などそのような対象者については住宅の敷金を支援する制度がございます。これも成人を対象にするような支援があったら、協力雇用主というのはほとんどが中小企業でございますので、非常に有難いと思っております。

時間が余りありませんので、最後に付け加えさせていただきますと、再犯防止推進計画の取組を通じて協力雇用主の活動に対する社会的な評価が高まりつつあることに感謝をしております。これは、平成30年の秋に初めて協力雇用主として褒章が授与されたこともその一つでございます。また、この1月はYou Tubeで、先ほど紹介していただきましたが、「国と地方が連携した再犯防止・更生支援の取組」というテーマで、「再犯防止って何?」という番組に、タレントのトラウデン直美さんと共に私、出演させていただきましたが、様々な各地の取組に触れる有意義な機会を得ました。協力雇用主としての存在や役割にスポットを当てていただくこととなったことに感慨深い気持ちでいっぱいでございます。この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 野口委員、ありがとうございました。

次に、宮田委員、お願いいたします。

○宮田委員 宮田でございます。私は言いたいことはほぼ意見書に記しましたので、そちらを御覧いただければと思います。その中で特に申し上げたい部分と余り書けていない部分の4点を話したいと思います。

まず1つ目です。一昨年度の末頃から新型コロナウイルスの流行には、大変ひどいものがございました。そのために、例えば自助グループで集まることができない。法務省の関連でも、感染の危険があるので、私ども保護司が保護観察の対象者の方と実際に会って話をすることができず、電話などで、直接会わない形を要請されることがありました。また、刑務所でも感染が起り、受刑者の移送が起こるという未曾有の事態も起きました。こういう中で、人間が集まって人の体温を感じながら話し合う、安っぽい言い方ですが、人と人とが触れ合う、人と人とのぬくもり、そんなことが正に再犯防止の基礎となる、罪を犯した人への支援にとっても重要な部分だったんだと実感しました。この白書には、新型コロナウイルスの流行によって起きた様々なマイナス面について記載がないですけれども、先ほど清水委員がオンラインのミーティングのお話をなさいましたが、様々な機関が様々な工夫をして、感染を防

ぎながら活動を続けました。次年度の白書では、是非そういうものも御紹介いただけると嬉しいです。

2つ目です。入口支援についてです。意見書にも書いた、地域生活定着支援センターの問題です。センターは、都道府県に一つずつありますけれども、入札などによって受託する事業者が途中で替わってしまうことがあります。同じところがやり続ける弊害もあるのですが、罪を犯した人を支援することには、知識とノウハウが必要であり、知見の集積、その継承はとても大事です。地域生活定着支援センターを受託した事業者がある程度継続した期間、事業をできるようにしていただかないと、連携をしている弁護士会では、主体が替わって困ってしまいます。また、事業者は、地域生活定着支援センターのために雇用している従業員が何人もおり、地域生活定着支援センター事業を切られたら、そういう従業員はどうなるかという問題もあります。このような事態を避けるために、例えば、実績があつて、関係機関等から評価を受けているところにはポイントを上げるなどして、受託している事業者の継続性を図れないのでしょうか。もちろんとっとと辞めてほしい事業者もあるのかもしれませんが。

3つ目です。入口支援、出口支援といいますが、私は切れ目のない支援が最も大事だと思っています。計画の中では、弁護士が裁判段階で更生支援計画を作る話が、再犯防止推進計画の民間協力者の活動の促進等のところで出ています。私たち弁護士は福祉の専門家ではありません。先ほど、地域生活定着支援センターがこのような更生支援計画に関与するというお話が出てきました。素晴らしいことだと思います。しかしながら、東京都地域生活定着支援センターは、府中刑務所や医療刑務所・少年院など、福祉が必要な出所者の数がものすごく多い上、東京に帰ってきたいという人が多いため、出口支援だけで他の道府県の10倍の件数を抱えています。そのようなこともあり、東京都の弁護士会は東京社会福祉士会や東京都精神保健福祉士協会と連携して更生支援計画を作る形での弁護活動を拡充する活動をしています。更生支援計画を作ることで、地域の福祉資源にどうやって結び付けるかを明らかにできますし、社会福祉士などの福祉職の方が継続して支援をしていき、それに弁護士が助言をする体制ができること、あるいは、さらにその人のいる地域などにも働きかけていくことができることがメリットです。

これを刑務所に引き継ぐ試行をしています。是非お願いしたいのですけれども、更生支援計画を御覧になるだけではなくて、可能であれば、矯正の方々が、任意調整等の出所の際の調整をお考えになるときに、更生支援計画に関わった弁護士やソーシャルワーカーなども含めたカンファレンスを開くことをお考えいただけないでしょうか。あるいは、そこに保護観察所や担当する保護司、さらにはその人が帰っていく地域の民生委員、あるいは区役所、市役所などの地域の役場の方などにも入っていただければ、更に充実したものになるのではないかと考えています。更生支援計画について、裁判のときの判断材料にさせていただく、刑務所の中でも役立てていただく、さらに、それが社会に出るときに必要なだと思って引き継いでいただくということです。これは福祉に関しても、薬物などの依存症の問題についてもそうなのですが、切れ目なく伴走者がいる形で支援が続くということが大事なのではないのでしょうか。

最後に、広報です。私は、今お話した切れ目のない支援の例と言えらると思うのですが、弁護をした薬物依存の被告人が出所した後、担当の保護司として病院への入院を手配するな

どして効果を上げた案件がありました。今は自助グループでスタッフとして頑張っている、立ち直った姿を見ていて、本当に社会復帰支援の仕事はプライスレスで素晴らしいと感じます。野口委員のお話でも、清水委員のお話でも、今すぐ胸に響くエピソードがありました。支援をして良かった、そういう体験がもっと積極的に広報されるといいと思います。そういう経験が共有できれば、保護司を始めとした更生保護に関わる人たちが増えていく助けの一つになるのではないかと思います。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 宮田委員，ありがとうございました。

続きまして、村木委員，お願いいたします。

○村木委員 村木です。よろしく申し上げます。私からも4点，質問も交じっていますが，お話をしたいと思います。

まず1点目なのですが，コロナの影響です。さっきハローワークで行う就職の斡旋に影響がやはり出ているという話がありましたけれども，コロナは非常に立場の弱い人に影響が出ているので，ちょっとシチュエーションは違いますけれども，児童養護を出た子供たちのアフターケアをやっていると，非常にその子供たちの仕事なくなっているとかという影響が出ているんですね。アフターケアの事業所が少し食料を送ったり，あるいは連絡を入れるということで，困っている状況が見えて，相談につながるというケースがあります。出所者の方々も，一旦就職して落ち着いた人たちで，今困った状況にあるという可能性があるのも，もし可能な機関とか施設は，是非声掛けをしてあげて，今困っている状況，御自分では言っていないので，是非その発見をしていただけると，非常に傷が浅くて済むんじゃないかと思えます。これはお願いです。1点目です。

それから，2つ目で，これはお礼と，それからお願いを申し上げたいと思うんですが，白書の17ページに，先ほどの説明にもありましたが，薬物依存について随分治療へつながるというのがありましたけれども，やはり白書の17ページの資料を見ると，母数が大きくて，治療につながった人というのは伸び率は高いけれども，まだ数は小さいという状況がある。これは，まだ対象者がどんどん増えて，伸びていく可能性があるのかどうか，また，そのためにはどうすればいいかということをお教えいただきたいし，是非ここをやっていただきたい。

全く同じことが，次の18ページの教育のところなのですが，これも文科省から御説明していただいたように，非常にいろいろな政策を取っていただいているんですが，それでも18ページの，例えば進学や復学を希望していた子の3分の1とか4分の1しかそれが実現していない。修学，特に中学校，高校というのはやはりその人たちの人生の再スタートの基盤中の基盤なので，ここは，本当はやはり100%になっていかなければいけない，少し時間は掛かっても，100%になっていかなければいけないところだと思うので，この辺りがまだ改善の余地があるのかどうか，どうすればそうなるのかという辺りを教えていただきたいし，是非努力をしていただきたい，これが2つ目で，お礼とお願いです。

3つ目です。再犯率，全体に下がってきているし，とても嬉しいと思うんですが，実は白書の9ページで見ると，高齢者の再犯率は余り下がっていないんですね，この間。こういう対策をやっていますけれども，再犯して戻ってきた人について，何が再犯のきっかけだったか，何が足りなかったかというのを少しケーススタディをしてみるとか，データを取るといった

階にそろそろ行ってもいいんじゃないかというふうに思っています。さっき特別調整に乗った人と乗らなかった人であれだけの差が出ていたので、特別調整のそもそも対象者だったのかどうかとか、いろいろなことも含めて、少しここを分析的に見ていくことで、高齢者の再犯率も、あるいは窃盗なんかの今、下がり切らない再犯率を下げることについて、少し次の手を考えるという段階に行ってもいいのではないかというふうに思います。これが3つ目です。

4つ目なのですが、地方公共団体との関係です。自治体も再犯防止の計画を立ててくださったり、それから、モデル事業にチャレンジしてくださったところがあって、少しずつ、自治体で何ができるのか、何をするかという形は出てきたと思うんです。次の段階へ行くとすると、やはり市町村にどれぐらい広めていくかということと、県と市町村の分業をどうしていくかということが大事になってくると思います。1回目のモデル事業は終わって、それを集約、効果検証していく中で、次のステップは、県と市町村がセットになって、地域全体をどう作るかという形を描いてみるというのが次のステップではないかと思います。今日のお話を聞いていて、清水さんのお話も、それから宮田さんのお話にも出てきましたが、その絵の中に地域の関係者のネットワークというのを入れた絵を作るという、こういう形のモデル作り、地域作りの姿を描いていくという、次のステップに何とか、何か予算を取って事業をすとか、いろいろな形で、あるいは、手を挙げていただいた自治体を実験的にやっただけとか、こういうことを進める段階へ行けたらなというふうに思いました。

私からは以上、4つです。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 村木委員、ありがとうございました。最初に、質問も含まれているというふうにおっしゃいましたが、今日何かこの場でお答えすべきところはありますでしょうか。

○**村木委員** 結構です。ただ、薬物とか修学でもうちょっと、伸び率はすごくいいんですけども、もっと広げる可能性があるのかなというのを非常に知りたいと思いますので、もしお答えできるようでしたら、お願いします。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 薬物関係は、厚労省はいかがでしょうか。

○**厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部依存症対策推進室長** 厚労省の障害保健福祉部でございます。村木委員の方からも御指摘いただいた点、先ほど法務省とも検討会の場で、保護観察が明けてから後、私どもの方としては地域での対策というところはやっているところでございます。正にその狭間の部分ですね、そのつなぎの部分について、これからどうしていくのか、そこは正にこれまでも、両者での連携が深まったことによって、保護観察中におけます様々な薬物への指導といったところが重点化されてきたところかと思っております。その成果を更に、そのつなぎ目の部分でもどういうふうにしていったらいいのかというところにつきまして、法務省のサイドと、また厚労省のサイドで、もう一段、どのような取組ができるのかということを経後の取組での重点課題として取り組ませていただいきたいと考えてございます。

○**村木委員** ありがとうございます。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 修学支援の関係は、文科省、何かあれば。文部科学省の方で何かありますでしょうか。

○**文部科学省初等中等教育局児童生徒課長** 文科省の初等中等教育局でございます。復学の部

分につきましては、やはり学校と関係機関の連携ということで今、促しているところではございますけれども、この数字を見ましても、まだ十分ということではないということだと思いますので、引き続き努めてまいりたいというふうに思っております。

○村木委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

では、続きまして、森久保委員、お願いいたします。

○森久保委員 東京都保護司会連合会の会長をさせていただいております、森久保でございます。平素から保護司会活動に関する御理解、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。私は全国保護司連盟の副理事長もさせていただいておりますが、全国のレベルでの状況は、先ほど白書の中から説明があったとおりとなります。

特に、東京でございますが、都を始め区市町村においては34自治体が既に再犯防止推進計画の策定に取り組んでおりますが、既に計画が策定されておりますのが、東京都・4つの区部であります。市町村の中においては8自治体が策定の準備中であり、パブリックコメントが既に実施されている状況であります。今日のコロナウイルスの感染拡大の中においては、非常に進みにくいというのが現状であります。先ほど宮田先生の御意見の中で、「人と人のふれあい・心と心のつながりがあってこそその強い絆が更生保護真髄である」と言われました。正にそのとおりで、この「ふれあい」が立ち直りの手立てとなることであります。このコロナ禍の状況下では、各自治体の担当者との接触ができないというのが非常にもどかしい時期であります。何とか早くその状況から脱却して、正常に戻ってほしいと思います。特に、今日まで再犯防止推進計画を地方において進展させるために、私どもを始め、観察所長、職員、皆さんと協力し合いながら、各自治体に足を運び、お願いに行ってきた経緯がありました。そこで、今重ねて行動に移らねばならないときであるはずですが、必要なときに訪問できない状況が続いているということ、誠に歯がゆい思いであります。

進行の状況は以上であります。私ども保護司会は、再犯防止という一つの言葉を非常に敏感に受け止め、活動してきた団体であろうかなと思います。その中で残念なのは、東京都では全国でも最も保護司の充足率が低い状況が続いております。特に、最近のコロナ禍の影響によりまして、保護司の適任者のお宅に訪問し、接触することができないため、適任者を確保することが難しくなってきました。また、保護司の高齢化は非常に進んでおりまして、なかなか若手を探すこともできません。これを乗り越えるためには、この度の地方の再犯防止推進計画が進んで、地域の保護司の適任者に関する情報を提供してもらったりして、今以上に協力体制が確立されるものと、大きな期待をしているところであります。

東京都におきましては既に計画が策定済みではありますが、その際に計画に当たり、私ども保護司といたしまして、要望等を述べながら、計画の実現性、あるいは、それが地域社会にしっかりとつながっていくという一つの形を望みながら、東京都にはお願いをしています。また、都からの情報や連絡など、区市町村に提供などさせていただいております。特に子供若者支援についての、若ナビ（東京都若者総合相談センター）という一つの事業を通じながら、私ども保護司の手引きをしていただきながら、なお、区市町村にもそのことを伝えていきながら進んでおります。

私たち、地域の保護司会の組織はそれなりに区市町村の自治体から非常に協力的な手助けをしていただいておりますが、やはり、何と申しますか、国からの再犯防止という一つの形

が、地方行政の中に、なかなか溶け込めていない、という地方議員の本音も聞こえてきます。我々の推進活動においても非常にネックになっている話をよく聞きます。ちょっと残念だなというふうに思います。これも行政の仕組みかなと思ひ、大きな問題であります。

また、再犯防止の法律の中では、国、地方公共団体は、その政策を実施する責務があるとされており、また、地方計画を策定しなさいということになりますと、地方は努力義務というようところで収まっているのが私的には物足りない、残念としか思えません。この辺が地方に浸透しない大きなネックになっているのかなと思うところであり、地方公共団体の人たちは、そんな眺めをしているのかなと私は感じております。また、地方公共団体には犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としてくる対象者に関する情報の収集が容易でないことなど、保護司がやらねばならないことが反省の材料や課題としてございます。そして、国や地方においても、犯罪・再犯が増えるということは、国民の経済負担が大きくなることであります。地方の中で早く推進していく策を講じなければと思うところであります。

今後とも、是非皆様の御協力、御支援をお願い申し上げ、御意見申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 森久保委員、ありがとうございました。

続きまして、和田委員、お願いいたします。

○和田委員 和田でございます。私は薬物依存症に係る側面からいろいろ検討させていただいておりますけれども、今回厚生労働省から配っていただいた資料の最後の表を非常に関心を持って見ておりました。その表は、薬物依存症に係る相談拠点・専門医療機関という資料です。その中の相談拠点には、令和2年という数字も出ておりますが、それ以外に〇がずっと増えまして、あと2か所に〇が付くと、予定としては全ての精神保健福祉センターを中心とするところで相談体制が、相談拠点ができるという状態にやっとなってきたと思っております。

これをとにかく早くしていただきたかったというのが私の願いですけれども、どうしても、出所された方は保護観察所でいわゆる治療回復プログラムを受けるわけですね。ただ、この治療回復プログラムというものは、認知行動療法的なものですけれども、一通りそれを受ければ、受講すれば、参加すればオーケーというものではありません。それを終わった後も社会に出てから、どこかでそういうものを繰り返していくということが非常に重要なんですね。しかも、このモデルになりましたマトリクスモデルがありますけれども、これはアメリカのマトリクス研究所というところが開発したのですが、そこではっきり言われたことは、このプログラムは飽くまでも自助グループへの橋渡しの手段ですよということなんですね。ですから、保護観察所を出た後でも、実はそういう回復プログラムを受けられる場所、そういうものが必要になってくると思ひます。

そういう意味では、その場所はどこかということ、精神保健福祉センターだろうと思ひます。これは全国、各都道府県に最低1か所、政令市も含めてあるわけですから、何とか形の上ではそういうプログラムを受けられる体制が出来上がることになる。そういう意味で、あと2か所、何とかお願いしたいと考えております。

しかも、精神保健福祉センターと申しますのは、地域精神保健福祉の要を担う機能を持っていると思ひます。保護観察所に限らず、例えば更生保護施設もそうでしょうし、自立準備ホームもそうだと思います。いろいろな意味で精神保健福祉センターと連絡を取り合つて、

いわゆる回復支援を押し進めていく、そういう意味でのセンター的、あるいはハブみたいなものでしょうかね、いろいろなところとの連携を押し進める組織だと思いますから、是非厚生労働省さんには、精神保健福祉センター、これを全て〇にさせていただきたい、そういうふうに考えております。

それと同時に、最終的には精神保健福祉センターが全部の業務をできるわけではありません。しかも、薬物依存症からの回復というのは医療機関で全てができるわけではありません。つつい症という、病気っぽい、何とか症と付くと、医療機関にとつい考えがちですが、薬物依存症というのは、一番困った問題は特効薬がないんですね、ですから認知行動療法的なものを使っているということもあるんですけども、最終的には長い人生の中でどこかの施設、あるいは、施設といっても自助グループがメインだと思いますけれども、そういうところに継続的に関わりながら回復していくという過程、年数を要するんですね。そういう意味でも、私は民間団体と自助グループの在り方という言い方も変なんですけれども、新しいモデル作りの検討ということ、今後は進めていくことが非常に重要なと考えております。そういうところを是非今後、関係部署にはお願いしたいというのが私の希望です。

それから、もう一つ、今は刑務所を出てからの話をしました。もう一つあります。それは、再犯を減らすためには、再犯予備群を増やさない、再犯予備群を減らすということを私は言いたいんです。どういうことかといいますと、これは偶然なんでしょうかね、現在、厚生労働省で「大麻等の薬物対策の在り方検討会」というのが始まりました。大麻は大麻取締法で規制されていますが、大方の規制薬物の使用者に関しては、麻薬及び向精神薬取締法で規制されます。ところが、大麻には使用罪がないという問題がありまして、この検討会自体はそこに焦点を絞っているわけではありませんが、その検討会の中で使用罪をどうするかという議論が今後出てくるのではないかと思います。実は私が思っているのは、日本の薬物に対する刑罰です。使用罪、初犯の場合には執行猶予というワンパターンですね。先ほどもありましたが、保護観察が付かないのが9割くらいという話もありましたけれども、少し考え方を変える必要があるのではないかと、要するに、ある意味でのダイバージョンです。

特に大麻です。大麻事犯者というのは、20代あるいは30代前半で多く、最近10代も増えています。この年代はある意味で好奇心が旺盛な年代でして、軽い気持ちで1回手を出して捕まってしまった、それで前科が付く。実はこの再犯において、前科という問題は非常に大きいと思うのです。前科が増えれば増えるほど、やはり社会が遠のいていくみたいな印象を私は持っているんですけども、そういう意味では、少し考え方を変えて、これを覚醒剤まで拡大するかどうかは別としても、少なくとも大麻なんかを例に引きたいのですけれども、初犯の方、使用罪がもしできたとした場合には、前科が付かない処分、何というんですか、刑罰というと前科が付くということなんでしょうかね、そうじゃなくて、前科にならない罰というか処分というか、例えばある期間社会奉仕活動に就かせる、あるいはもう一つ、ここで精神保健福祉センターなのです。精神保健福祉センターの回復支援プログラムに参加することを命じる。今までは初犯イコール執行猶予で、前科だけが付いて治療回復のための手立てが提供されていない。そうではなくて、前科にはならないけれども、命令として治療回復プログラムに行きなさいという考え方がやはりこの薬物の問題には必要じゃないかと私はずっと考えています。

ということで、これは、日本の法体系全体に絡むのかも分かりません。私は素人なものだ

から、簡単に言っていますけれども、再犯ということを考えて、あるいは薬物からの回復を考えた場合には、なるべく刑務所以外で回復できるなら、それに越したことはないということで、是非前科にならない処分、そういうことも検討いただければなと強くお願いしたいと思います。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 和田委員，ありがとうございました。

有識者の皆様から貴重な御意見をいただきまして，ありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえて，関係省庁や民間協力者の皆様とも一丸となりまして，各施策の効果的な実施に努めてまいりたいと存じます。

さて，今後の本検討会の予定でございますが，本年12月に再犯防止推進法の施行から5年が経過することから，来年度は法施行の状況を踏まえた検討が必要となってまいります。また，現在の再犯防止推進計画の計画期間が令和4年度末までであることから，来年度から次期計画の策定に向けた検討に着手するという必要もあると考えております。そこで，次年度につきましては，これまで本検討会を開催してきました年度末よりも早い時期に本検討会を開催させていただくことを検討しております。開催時期や内容等の詳細につきましては，事務局で整理した上で改めて御連絡させていただきますので，引き続きよろしく願いいたします。

本日は，有識者の皆様を始め構成員の皆様におかれましては御多忙の中，本検討会に御出席を賜り，厚く御礼申し上げます。

また，田所副大臣にも最後まで御参加いただきまして，ありがとうございました。

引き続き再犯防止施策の推進に当たり御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして，令和2年度再犯防止推進計画等検討会を終了いたします。どうもありがとうございました。

—了—